

信濃町ふれあい広場しなの 指定管理者募集要領

1 指定管理者制度の趣旨

民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び信濃町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例（平成17年信濃町条例第20号）の規定に基づき、本募集要項及び別添信濃町ふれあい広場しなの指定管理者業務仕様書のとおり指定管理者の募集を行います。

【参考】

地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 募集の概要

(1) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

(2) 施設の概要 詳細は、別紙仕様書参照

①いこいの家

- ・所在地 信濃町平岡223-1
- ・開所年月 平成2年7月
- ・構造 鉄骨造 平屋建
- ・延べ床面積 696.96㎡
- ・施設内容 浴室、脱衣所、トイレ、和室3室、洋室1室、子供用プレイスペース、調理室、多目的広場等

②ウェルネス倶楽部

- ・所在地 信濃町平岡223-1
- ・開所年月 平成4年10月
- ・構造 鉄骨造 地下1階 地上1階
- ・延べ床面積 1,881㎡
- ・施設内容 屋内温水プール施設、多目的アリーナ、アスレチックジム、屋外小プール等

(3) 施設の現行の開館時間等 別紙仕様書参照

3 管理経費

指定管理業務にかかる経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度ごとに予算の範囲内で支払います。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準に四半期ごとに支払います。

(2) 会計区分の独立と管理口座

指定管理者は、団体等の経理と別に本業務に係わる独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

4 指定管理者と町の責任分担

◎・・・責任があるもの ○・・・従たる責任があるもの

項目	指定管理者	信濃町（教育委員会）
運営の基本的考え方	◎	○ (条例・規則事項)
広報	◎	○ (町広報関係)
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
必要な消耗品の購入	◎	○
備品の購入及び管理	○ (管理)	◎ (購入)
施設の法的管理 (占用・行為許可)	○ (受付・書類交付事務に限る)	◎
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	○
災害復旧		◎
施設の修繕・改修等	○ (軽易なもの)	◎ 1件30万円以上 両者協議による
施設賠償保険・火災保険 自動車任意保険	○ (施設賠償責任保険・自動車 自賠責及び任意保険加入)	◎ (火災保険)
通所者保険	◎	
包括的管理責任		◎

※消耗品及び備品の購入に関する責任分担については協定締結の際、協議し決定するものとする。

5 職員の採用について

職員の採用については、町内から採用するよう努めてください。

6 応募資格

○団体、又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 法施行例第167条の4の規定に基づき、町の入札に参加できない者
- エ 法第244条の2第11項の規定により、指定管理者に係わる業務の全部又は一部を取り消され、その取り消された日から1年を経過しない事業者・団体等又は当該業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過していない団体等
- オ 法人税、消費税並びに地方消費税及び町税を滞納している者
- カ 法人その他の団体の代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、管理代行の相手としてふさわしくない者
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

7 応募書類の配布及び提出期限

- (1) 令和5年12月25日から令和6年1月24日まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- (3) 受付場所 信濃町役場 総務課 庶務係
- (4) 提出書類 正1部 副8部（指定管理者指定申請書に關係書類を添付）
- (5) 令和6年1月24日（水）

8 応募の方法

「信濃町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例」第3条に基づく申請によります。指定管理者指定申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ① 当該施設の管理に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ② 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本
- ③ 前事業年度の事業報告書（貸借対照表含む。）収支決算書
- ④ 役員の名簿等
- ⑤ 法人税、消費税並びに地方消費税及び町税の納税を証明できる書類

9 応募者説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務等について説明会を開催します。（参加人数については、1団体につき2名までとし希望される団体は、あらかじめ連絡してください。）

- (1) 日時 令和6年1月11日(木)午後1時30分～
- (2) 場所 信濃町役場2階 第1会議室

10 選定方法

(1) 指定管理者選定の方法

指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会が指定管理者の候補者を決定します。

(2) 応募者の審査

書類審査を行うほか、必要に応じてプレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を決定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

応募された全員に通知するとともにホームページ等に掲載する予定です。

(4) 優先交渉順位者と交渉

第1順位者と詳細事項について交渉を行います。合意に至らなかった場合は繰り上げ交渉を行います。

(5) 協定の締結

指定議案等が議決された後、正式に協定書を締結します。なお協定は基本協定と年度協定の2種類とします。

11 応募の基準等

(1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであり、及びサービスの向上が図られるものとします。

(2) 事業計画書の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理ができ、経費の削減が図られるものとします。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる団体であることとします。

(4) 申請のあった公の施設の設置目的を達成するために、十分な能力を有する団体であることとします。

12 審査項目等について

(1) 団体が考える経営方針

(2) 指定管理者を申請した理由

(3) 施設の現状に対する考え方及び将来の展望

(4) 団体の運営方針及び理念

(5) 利用者等の展望の把握及び実現策

(6) 施設の運営方法

(7) 施設の管理体制

(8) 施設の安全対策等

(9) 個人情報の取り扱い

(10) 緊急時の対策

(11) 施設の運営に関する業務の収支予算計画 (1) 団体の理念について

1 3 応募に際しての留意事項

(1) 応募内容の変更はできません。

(2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退をした場合は、失格とします。

(4) 応募に関する必要な経費は、応募者の負担となります。

(5) 提出された書類は、信濃町情報公開条例に基づき必要に応じて複写又は公開します。

(6) 提出された書類は、返却しません。

1 4 その他

指定管理者の取り消し等、指定管理者が協定の締結に応じない場合や事業の履行が確実でないと認められた場合、又は著しく社会的信用を失う等の指定管理者としてふさわしくない行為が認められた場合は、指定の決定を取り消すことがあります。その場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。指定取り消しが指定期間中の場合は、次期指定管理者が円滑で支障なく業務が遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

1 5 日 程

・指定管理者募集受付 まで	令和5年12月27日(水)から令和6年1月24日(水)
・質問受付 まで	令和6年1月10日(水)から令和6年1月22日(月)
・説明会	令和6年1月11日(木)
・担当課書類確認	令和6年1月25日(木)から2月1日(木)
・選定審査会審査	令和6年2月5日(月)
・議会提案準備	令和6年2月下旬
・議会提案上程	令和6年3月上旬
・議会議決	令和6年3月下旬
・指定管理者の指定	令和6年3月下旬
・協定の締結	令和6年4月1日
・施設管理開始	令和6年4月1日から

1 6 問合せ先(募集要項に関する質問受付等)

信濃町教育委員会 生涯学習係

信濃町総合会館

TEL026 (255) 3135 FAX026 (255) 5541

Eメール syougaku@town.shinano.lg.jp

なお、質問についてはEメールもしくはFAXで送信してください。

17 応募書類の配布と提出先

信濃町役場 総務課 庶務係

〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原428番地2

TEL026 (255) 3111 FAX026 (255) 6103

Eメール syomu@town.shinano.lg.jp

※募集要領及び指定管理者指定申請書等の様式は、町ホームページからダウンロードすることができます。

ホームページURL <https://www.town.shinano.lg.jp>